

第二回高田馬場くすりの勉強会

テーマ：『**残薬・ポリファーマシー**』

開催日時：2019年12月2日 19時15分～20時45分

司会：小林晃洋（いろり薬局）西原崇創（ゆみのハートクリニック）

参加人数：23人（地域薬局薬剤師19人 医師3人 オブザーバー1人）

*オブザーバーとして昭和薬科大学渡部一宏教授にお越しいただきました

*当院より田中宏和院長 吉本明子在宅診療リーダーが参加

勉強会の目的：地域薬局薬剤師の情報共有と横の連携を深め、地域医療の向上に寄与する

ディスカッション1『病院とどのように残薬調整をしていますか？』

- ・多忙な日常業務の中で、疑義照会などはしいくい、処方箋にある“**保険医療機関への情報提供**”に✓をいれると薬局で残薬調整ができるようになっているので、活用してほしい（図1）
- ・残薬調整をしてほしいと思っている患者さんにまず積極的に働きかける
- ・大病院とは手続きが難しく連携しにくいので、病院薬剤部に直接連絡する
- ・残薬バッグはあまり活用されていない印象
- ・お薬手帳の活用
⇒処方日数や残薬数をわかりやすくし、情報共有を行う
- ・残薬管理は国家試験問題にもなっている（渡部教授より）

ショートレクチャー“ポリファーマシーに何故なるかと、その対策”（西原）

要旨）

高齢者は様々な背景を持つ多様な集団なので、症状や疾患が個々で異なるだけでなく、症状そのものの差も大きい。病状に合わせて薬剤投与を行うと自然にポリファーマシーになってしまう。エビデンスは単一疾患に対するものが多いので、複合的な要素が強い高齢者にそのまま適応することは問題があり、ガイドラインやエビデンスに基づいて診療を行うとポリファーマシーの原因となる。重要なことは、目の前の患者にとって本当に何が必要で、何をよくしたいのか？を十分に考慮し、個別性を重視することにある。

（図2：ポリファーマシーに至るプロセスの一例）

ディスカッション2『多剤併用の方へのアプローチはどのようにすればよい？』

- ・医師との関係が密でないと、アプローチしにくい 特に大病院は難しいと感じている
- ・患者さんのくすりに対する好みもある。患者さんの想いをうまく引き出すことが第一歩ではないだろうか
- ・患者側と医師側に挟まれるので、人間関係をどううまく構築するのか？が重要と思う

- ・処方している薬をしっかりと内服しているのか？を確認することが第一歩
- ・内服していることを確認できていないと、薬の問題なのか、そうでないのかが分からない
- ・エビデンスに対する知識が不十分
- ・服用回数の調整は患者側に訴えやすい（吉本医師）
- ・薬剤調整のタイミングに注意する。在宅導入時、入院時、外来診療開始時など“きっかけ”を作ることが重要と思っている（田中院長）
- ・ときどきメールや手紙で、“患者の声”をフィードバックするとよいのでは？（西原医師）
- ・意図のある処方ポリファーマシーとは考えず、診療側が処方意図を公開することも今後試みとして注目すべき（渡部教授）

ディスカッション3 『処方の際に医師に希望することはありますか？』

- ・医師には優しくしてほしい
- ・医師側で残薬調整を勧めてくれると薬局でも調整しやすい
- ・処方変更した理由を処方箋に書いてくれる医師もいる
⇒薬局薬剤師も患者さんも理解（納得）しやすい
- ・疑義照会を事後報告で構わないとしている施設もある
⇒施設側との事前の取り決めが必要
- ・お互いの顔が見える関係を作りたい

まとめ)

今回も非常に活発な議論(写真1)が交わされました。残薬調整やポリファーマシーは今後も避けては通れない問題ですので、このような会を通じて今後も意見交換できればと思います。また、年末ということもあり、勉強会后、懇親会(写真2)を行いました。普段できない情報交換もこのような場で行えたと思います。ご参加いただきました皆様ありがとうございました。

今後について)

次回より世話人を以下の方々をお願いし、半期に一度行う予定としております。

代表世話人 西原崇創（ゆみのハートクリニック）

世話人 関下禅美（龍生堂薬局）

寺田大輝（龍生堂薬局）

小林晃洋（いろり薬局）

渡部紘行（薬局わたなべファーマシー）

原嶋 洋（薬局アポック）

参加ご希望、本勉強会にご興味のある薬局薬剤師の方がいらっしゃいましたら、以下のアドレスにご連絡ください。nishihara.shuzo@yumino-clinic.com

処方箋の“保険医療機関へ情報提供”に ✓すると薬局での残薬調整が可能になる

考	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。） <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供										
	調剤済年月日	平成	年	月	日	公費負担者番号					
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名											

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
 2. この用紙は、日本工業規格 A 列 5 番を標準とする。
 3. 薬費の給付及び公費負担医療に関する費用の請求については、令和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と読み替えるものとする。

ココに**レ点**が入っていると
不要な問い合わせが避けられる！！

